

第2章 政府短期証券、借入金、政府保証債務、交付国債

国は第1章で説明した歳出需要を賄うための国債の発行のほかにも、政府短期証券を発行し、借入れを行い、又は政府保証を行います。それぞれ性格が異なりますが、いずれも国債と同様、財政活動に伴う資金調達による債務です。また、国が金銭の給付に代えて交付するために発行する交付国債もあり、以下ではそれぞれの概要について説明します。

1 政府短期証券

政府短期証券（Financing Bills、略称：FB）は、国庫金の短期の資金繰りのために、また特別会計の一時的な資金不足のために発行することができます。なお、国庫の資金繰りのために発行される財務省証券は、年度内における資金繰りのためのものであることから、当該年度の歳入をもって償還されます。

（1）政府短期証券の法的根拠等

一般会計及び一部の特別会計は、「財政法」及び「特別会計に関する法律」等に基づき、国会の議決を経た金額の範囲内において、政府短期証券を発行できることとなっています。

（図2-31）政府短期証券の発行根拠別の分類

券 種	根 拠 法	主 な 目 的
財 務 省 証 券	財政法第7条第1項	「国庫金の出納上必要があるとき」
財政融資資金証券	財政融資資金法第9条第1項	「財政融資資金に属する現金に不足があるとき」
外国為替資金証券	特別会計に関する法律第83条第1項	「外国為替資金に属する現金に不足がある場合」
石 油 証 券	特別会計に関する法律第94条第2項、第95条第1項	「国家備蓄石油の購入に要する費用の財源に充てるために必要がある場合」、「支払上現金に不足がある場合」
原子力損害賠償支援証券	特別会計に関する法律第94条第4項、第95条第1項	「国債整理基金特別会計繰入れに要する費用の財源に充てるために必要がある場合」、「支払上現金に不足がある場合」
食 糧 証 券	特別会計に関する法律第136条第1項、第137条第1項	「主要食糧及び輸入飼料の買入代金の財源に充てるために必要がある場合」、「支払上現金に不足がある場合」

（注1）これらの券種及び後述の割引短期国債は、国庫短期証券として発行されていることから、金融商品としては全く同じものです。

（注2）これまでに発行実績があるもののみ挙げています。

(2) 政府短期証券に関する予算上の取扱い

予算総則に、当該年度における政府短期証券の限度額が規定されており、これらは国会の議決の対象となっています。

(3) 入札方式等

政府短期証券は、原則として公募入札により市中発行されています。償還期間3ヶ月の政府短期証券は原則毎週発行されており、発行額が最も多くなっています。

なお、公募入札において募集残額等が生じた場合及び国庫に予期せざる資金需要が生じた場合には、日本銀行が例外的に政府短期証券の引受けを行う仕組みになっています（図2-32）。

また、平成21年2月からは、政府短期証券は割引短期国債（Treasury Bills、略称：TB）との統合発行を開始し、国庫短期証券（Treasury Discount Bills、略称：T-Bill）という統一名称の下で発行され市中で流通しています。

この場合、日本銀行が引き受けた政府短期証券は、その後の公募入札の収入により、可及的速やかに償還することになっています。

（図2-32）TBとFBの比較

	TB	FB
債券の名称	割引短期国債	政府短期証券
発行目的	歳出需要を賄うため （他の年限の国債と同様）	国庫金の短期資金繰り・ 特別会計の一時的資金不足 の補填のため
発行形態	割引発行方式	
償還期間の種類	6ヶ月・1年	3ヶ月・6ヶ月・1年
最低額面金額	5万円	
発行方法	・公募入札方式（価格競争入札・コンベンショナル方式） ・国庫短期証券として統合発行	
譲渡制限	なし	

(4) 国庫資金繰りの概要

政府の財政活動においては、日々の国庫金の受払のタイミングのズレにより、一時的に資金が不足したり、資金に余裕が生じたりします。その際のズレの調整方法としては、政府短期証券の発行、国庫余裕金の繰替使用、日本銀行や国庫内で保有する政府短期証券の繰上償還、国内指定預金（有利子）への組替があります。財務省理財局では、国庫の収支見込を策定し、確実な資金繰りを行うとともに、民間金融市場に対する配慮に努めています。

具体的には、資金の不足する特別会計等に対する国庫余裕金の繰替使用（無利子）及び国庫内引受等の活用により、市中への公募発行額の平準化に努めています。